

令和7年度「森林ふれあい推進事業」のイベント実施団体等募集について

下記のとおり、令和7年度「森林ふれあい推進事業」のイベント実施にあたり、近畿中国森林管理局（箕面森林ふれあい推進センター）と協定を締結して、共催によりイベントを実施していただく団体等を公募します。

記

1 イベント実施団体等の役割

イベント実施団体等（営利を目的としない法人又は団体、以下「団体等」という。）においては、近畿中国森林管理局長（箕面森林ふれあい推進センター）と協定を締結していただき、団体等の創意工夫により、国有林をフィールドとして、共催により森林での環境教育や体験活動を企画し、実施していただきます。

2 応募資格（以下の条件を全て満たす団体等であること。）

- （1）従来から、森林を活用した環境教育活動や体験活動を実施している団体等で、森林とのふれあいを促進させるプログラムを実施できる団体等であること。
- （2）森林・林業等について、適切に説明ができる森林インストラクター等の資格者を有している団体等であること。
- （3）国有林野事業を熟知し、国と連絡・調整を行うことができる団体等であること。

3 実施箇所及び内容

- （1）内 容 森林を活用した環境教育活動や体験活動など、森林とのふれあいの機会の提供及び森林・国有林に対する理解が深められるイベントの実施。
- （2）場 所 大阪府箕面市 箕面国有林内
- （3）実施期間 協定締結日の翌日～令和8年2月27日（金）まで
- （4）実施回数 年1回以上
- （5）報 告 実施後に、実施報告書を提出

4 参加費の設定

参加費の金額については、参加者の保険料・通行料・施設入場料、森林インストラクター等の雇用等にかかる諸経費（直接人件費及び旅費・保険料）及び資料・機材等の提供に要する経費に、消費税相当額を含む実費とします。

参加者から徴収する参加費は、団体等において決定していただきます。また、参加費の徴収等も団体等で実施していただきます。

イベントにあたって、鉄道・バス等の運送サービスやホテル・旅館等の宿泊サービスの手配を伴うツアーを実施する場合は、その旅行費用については、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づき旅行業の登録を受けた団体等が算出し、参加者から徴収するものとします。

5 応募の方法

本事業に参加を希望される団体等は、別紙「イベント団体等参加申込書」により書面またはメールで応募してください。

応募は、箕面森林ふれあい推進センター宛に提出して下さい。

【提出先】〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75

近畿中国森林管理局 箕面森林ふれあい推進センター

T E L 050-3160-6745

[メールアドレス kc_fureai@maff.go.jp](mailto:kc_fureai@maff.go.jp)

6 イベント実施団体等の決定方法

参加申込書に記載された内容が、本事業の趣旨に添ったものであり、十分実現性を有しているか否かを審査し、近畿中国森林管理局長が適当であると認める団体等をイベント実施団体として決定します。

イベント実施団体に決定された後、協定を締結し、イベント実施計画を作成していただきます。なお、作成していただいたイベント実施計画については、助言させていただく場合があります。

7 応募の締切

令和 7 年 5 月 30 日（金）（郵送の場合は当日到着分）

8 留意事項

イベントの実施にあたって、箕面森林ふれあい推進センターとの共催事業として実施をしていただきます。

同センター職員の協力・フィールドの提供のほか、参加者の移動手段として、貸切マイクロバスの借上げなど、実施団体と相談のうえで、共催としての協力・支援を行います。

9 応募に関する問い合わせ

イベント実施団体への応募について、詳しくお知りになりたい方は下記に御連絡ください。

〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75

近畿中国森林管理局箕面森林ふれあい推進センター

T E L 050－3160－6745

[メールアドレス kc_fureai@maff.go.jp](mailto:kc_fureai@maff.go.jp) （担当：吉田）

【別紙】

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 あて

住 所
称 号
代 表 者
電話番号

イベント実施団体参加申込書

令和 年 月 日付けで公示のあった森林ふれあい推進事業のイベント実施団体に応募
します。

1. 国有林内で実施するイベントの概要（森林とのふれあいプログラム）
2. 森林を利用した主な活動状況等
3. 資格者の状況（森林インストラクター等）
4. 参加費（実費）内訳

（添付資料）

- ・団体等の概要がわかるもの（設置規約、定款など）
- ・過去2年間の活動実績がわかるもの等を適宜記載。